

入 札 公 告

下記物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年9月24日

みやぎGIGAスクール推進協議会

1 調達内容

(1) 調達案件名

学習者用コンピュータ等共同調達 (iPad0S)

(2) 調達物品

入札説明書及び仕様書による

(3) 納入期限

令和9年3月15日までの間で、契約締結時に各参加自治体が指定する日

(4) 数量

仕様書別紙2による

(5) 納入場所

仕様書別紙3による

2 入札参加資格

入札には、単独の事業者、共同企業体のいずれも参加できるものとし、以下のすべてを満たすこととする。

共同企業体で参加する場合は、(1) から (7) は共同企業体のすべての構成員が、
(8) は構成員のいずれかが満たすこととする。(9) は代表者が提出することとする。

なお、共同企業体の各構成員は、入札に参加する他の単独の事業者又は共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 宮城県又は宮城県以外の都道府県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていること。

(3) この公示の日から入札執行の日までの期間において、すべての参加自治体から指名停止及び指名除外の措置を受けていない者であること。

(4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(5) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただ

し、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- (7) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

- イ 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の自治体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

- ロ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

- ハ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

- ニ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- ホ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用したりしていると認められるとき。

- (8) 過去2年以内に国、地方公共自治体と情報端末等の調達を1回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行している者であること。

- (9) 入札の参加を希望する者は、4（4）の入札参加資格確認申請書に（8）の事項を証する書類を添付し、みやぎGIGAスクール推進協議会（以下「協議会」という。）に提出すること。開札日までにおいて、当該書類に関し説明を求められた場合

は、これに応じなければならない。

3 当該入札に関する事務を担当する部局の名称

みやぎGIGAスクール推進協議会事務局（以下「事務局」という。）

〒980-8423 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県行政庁舎16階

担当 宮城県教育庁教育企画室情報化推進班 鈴木 泰河

電話番号 022-211-3612

電子メール kyoikupi@pref.miyagi.lg.jp

4 入札日程等

(1) 入札説明書の交付

入札説明書は、宮城県教育庁教育企画室ホームページからダウンロードすること。

(2) 質問受付期間

質問受付期間は、令和8年9月24日から令和8年9月28日午後5時までとする。

(3) 同等品申請受付期間

同等品申請受付期間は、令和8年9月24日から令和8年9月28日午後5時までとする。

(4) 入札参加資格確認申請書の提出期間

入札参加資格申請書の提出期間は、令和8年10月5日午前9時から令和8年10月8日午後5時までとする。

(5) 入札書の提出期間

入札書の提出期間は、令和8年10月16日から令和8年10月20日午後5時までとする。

提出方法は3に記載した事務局まで直接持参又は郵送によるものとし、上記提出期間の終期必着とする。

(6) 開札

令和8年10月21日午前9時に開札する。

なお、入札参加者は開札に立ち会わないものとする。

開札結果は、令和8年10月21日午後3時以降に入札参加資格確認申請書に記載の電子メールアドレスあてに電子メールにより通知する。また、同日午後4時以降に宮城県教育庁教育企画室のホームページに掲載する。

5 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項を準用し、再度の入札を行う。

入札は、原則として3回を限度とし、落札者のない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者との随意契約の交渉を行うことがある。

- 6 入札・契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

- 7 入札保証金
入札保証金については、不要とする。

8 入札の無効

次の入札は無効とする。また、5により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札に参加する資格のない者
- (2) 入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) 入札において記名押印又は訂正印を欠く入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 入札完了までに、入札者より錯誤等により入札をした旨の申し出のあった入札
- (7) 提出期限を過ぎて提出された入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

9 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

10 契約方法

落札者は、仕様書別紙2及び仕様書別紙3に基づき、各参加自治体の規則に則り、各参加自治体とそれぞれ契約を締結するものとする。

なお、当該契約が、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び各参加自治体の条例に規定する議会の議決に付すべき規定に該当する場合には、当該自治体の議会の議決を得たときに契約が成立するため、それまでの間は仮契約の締結を行うものとする。

11 その他

- (1) 落札者は、参加自治体毎に、積算費用の内訳を区分毎に明示したものを一覧表（電子データ）として、落札後速やかに協議会に提出すること。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他自治体の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他、詳細は入札説明書による。